

見積書作成にあたって

今まで見積書の中で、労務単価や一般管理費の中に含まれて明確にされていなかった法定福利費の算出手順がわかりにくいと思われるので参考に添付します。

法定福利費（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担分について、従業員の社会保険加入を促進させるための重要な財源であるため、今後は見積書の中に明確に記載することといたします。

<法定福利費内訳明示の基本的考え方>・・・国土交通省

- 社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要だが、現在はトン単価平米単価による見積が一般的で、法定福利費の扱いが不透明である。
- この為、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることから見積に当たって従来の総額単価だけでなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

◎法定福利費事業主負担分の計算手順

1. 見積書の中の直接工事費、共通仮設費、現場管理費の項目それぞれにおいて、労務費、材料費、経費を明確に分けて算出する。
2. 上記より直接工事費、共通仮設費の中の労務費および現場管理費の中の現場従業員給料を抽出して合計し労務費総額とする。
3. 上記労務費総額に国土交通省より毎年情報提供される法定福利費事業主負担分の保険料率（健康保険・厚生年金・雇用保険・児童手当拠出金）をそれぞれ乗じて合計する。
4. 請負契約に係る工事費は消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

御 見 積 書

平成 年 月 日

殿

下記の通りお見積り申し上げます。

〒0000-0000 東京都〇〇区〇〇1-1-1
〇〇〇〇 株式会社

一金

TEL

FAX

工事名

内 訳

納 所 現 地

納 期

見積有効期間

項	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
						内 訳 別 紙
	消費税					

	工 種	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
IV	法定福利費事業主負担分						
	◎人件費内訳						
	直接工事費	労務費	式	1.0		イ)	内訳より転記
	共通仮設費	労務費	式	1.0		ロ)	内訳より転記
	現場管理費	現場従業員給料手当	式	1.0		ハ)	内訳より転記
		合計				ニ)	上記合計
	◎雇用保険料						
		事業主負担率A%	%	A	上記二)		
	◎健康保険料						
		事業主負担率B%	%	B	上記二)		
	◎厚生年金保険料						
		事業主負担率C%	%	C	上記二)		
		事業主負担分計					
	注) 保険料率A、B、Cは国土交通省より提供される最新データを使用すること。						
	注) 介護保険は、40歳以上64歳までの労働者が適用となる。						